平成２６年（フ）第２４４号
茨城県古河市大山1734番地26
債務者　井崎　雅一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１３６号
富山県高岡市蓮花寺543番地３　ハイパレス蓮花寺202号
債務者　二上　裕子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３３６号
山梨県甲斐市名取466番地20
債務者　浅川　奈美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
長野県安曇野市穂高6611－１　エトワール21－102号室、住民票上の住所長野県安曇野市穂高柏原4454番地５
債務者　永井　敏江
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１５４４号
愛知県あま市二ツ寺六町32番地６
債務者　石原　克俊
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７５５号
名古屋市千種区古出来３丁目２番19号　プレジール・メゾン旭214号
債務者　白川ひとみ
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０４号
兵庫県姫路市八代本町１丁目３番５号、住民票上の住所兵庫県姫路市苫編653番地21
債務者　中嶋さとみ
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５２５号
兵庫県高砂市春日野町10番２－401号、従前の住所兵庫県姫路市的形町的形1762番地61
債務者　森川麻衣子（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３８１号
奈良県大和郡山市筒井町1582番地　アミー筒井Ｂ101
債務者　堀川　弘樹
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
島根県浜田市金城町七条イ940番地18　２－307
債務者　角田　　浩
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第１号
島根県益田市遠田町2864番地７、前住所広島県尾道市高須町4827番地７　ピープル杉原202
債務者　村田　晴香
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第８９号
福岡県久留米市原古賀町20番地８
債務者　石　かつよ
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２１４号
福岡県久留米市太郎原町1691番地
債務者　鶴　千賀子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２２７号
福岡県久留米市野中町880番地２　野中町スカイマンション406号
債務者　林田　勁子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２４６号
福岡県久留米市青峰３丁目９番1842号
債務者　田中　和弘
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２４８号
福岡県久留米市藤光町925番地66、前住所福岡市中央区天神３丁目７番34―1008号
債務者　原口　徹夫
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４２号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町４番28号　ＡＩＳビル５－Ｆ
債務者　加地　隆之
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部